

旅行条件 ●お申し込む前に必ずお読み下さい。

【1】当社パンフレットについて

当社のパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取り引き条件の説明書及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

【2】募集型企画旅行契約

1. この旅行は、株式会社ユーティエス（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

2. 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

3. 旅行契約の内容は、パンフレット、本旅行条件書、申込書、出発前にお渡しする確定書面（最終旅行日程表）及び当社主催旅行契約約款によります。

【3】旅行の申込と旅行契約の締結

1. 当社所定の申込書に記入の上、申込金 50,000 円を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金の一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が予約の承諾をし、申込書と申込金を受領したときに成立するものとします。

2. 当社は、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約を受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、当社に申込書と申込金を提出しなければなりません。期間内に申込金を提出しない場合は、当社は予約はなかったものとして取り扱います。

【4】お申し込み条件

1. 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないときは、お申込をお断りすることがあります。

2. 障害、疾患をお持ちの方、あるいは現在健康を害している方などで特別な配慮を必要とする場合はお申し込み時にお申し出下さい。当社は可能な範囲内でこれに応じます。必要に応じて医師の診断書を提出して頂きます。また旅行の実施に支障をきたすと当社が判断する場合は同伴者の同行を条件とさせて頂くか、ご負担の少ないほかの旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

3. お客様がご旅行中に疾病、障害その他の事由により医師の診断または加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。

4. お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断する場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

5. その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

【5】確定書面

1. 確定した旅行日程、航空機の便名および宿泊先については旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に旅行契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までにお渡しいたします。

2. 前1の確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

【6】旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日から起算して、さかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。

【7】渡航手続き

旅行に要する旅券、査証、予防接種などの渡航手続きはお客様ご自身の責任とご負担で行っていただきます。

【8】旅行代金に含まれるもの

1. 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃

2. 旅行日程に含まれる送迎車等の料金（空港、駅と宿泊場所）

3. 旅行日程に明示した観光の料金。

4. 旅行日程に明示した宿泊の料金及びサービス料。

5. 旅行日程に明示した食事の料金。

6. 航空機による手荷物の運搬料金。お一人様1個の手荷物で20Kg以内のものが原則ですが、方面・等級により異なります。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送委託手続きを代行するものです。

7. 添乗員付コースの添乗員同行費用。

*上記の諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても費用の払戻しはいたしません。

【9】旅行代金に含まれないもの
第8項に記載されたものの他は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

1. 超過手荷物料金。
2. クリーニング代、電報電話代、個人的に支払った心付、その他個人的性質の諸費用及びそれに伴う税サービス料。

3. 渡航手続き関係諸費用（旅券印紙代、査証料、予防接種料金、渡航手続き代行料金）。

4. 運送機関が課す付加運賃・料金（燃油サーチャージ）

5. 日本国内の空港施設使用料、海外空港諸税

6. 日本国内におけるご自宅～発着空港間の交通費、宿泊費。

7. コースに明示された場合を除き、研修中に使用する教材費。

8. 研修中に希望者に対して実施される課外活動や小旅行。

【10】旅行契約内容の変更

当社は、旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ理由を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

【11】旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次の場合には旅行代金を変更します。

1. 利用する運送機関の運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更します。

2. 当社は、前1の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知します。

3. 当社は第10項の規定に基づき旅行内容が変更され、旅行の実施に要する費用が増額または減少したときはその範囲内において旅行代金の額を変更することがあります。

【12】旅行契約の解除・払戻し

1. 旅行出発前の解除

【1】お客様の解除権

ア. お客様は、いつでも下記に定める取消料を当社に支払って旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。

（別表1）

区分	取消料
旅行開始日がピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日以降31日目に当たる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日以降31日目に当たる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始日まで	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

注：「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

イ. お客様は、次のいずれかに該当する場合、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

a. 契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が〈別表2〉の左欄に挙げるものその他の重要なものであるときに限ります。

b. 第11項1の規定に基づき旅行代金が増額されたとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

d. 当社が旅行者に対し、第5項1の期日までに、確定書面を交付しなかったとき。

e. 当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

ウ. 本項「1の【1】のア」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金から所定の取消料を差し引き払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を

申し受けます。また本項「1の【1】のイ」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金全額を払い戻します。

【2】当社の解除権

ア. 当社は、次に掲げる場合において、旅行者に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

a. お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。

b. お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。

c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。

d. お客様の人数が契約書面に記載した最小催行人員に達しなかったとき。

e. スキー/スノーボードのように、旅行における必要降雪量などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。

f. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

イ. お客様が第6項に規定する記載する期日までに旅行代金を支払われなかったときは、当社は旅行契約を解除することができます。この時は、本項「1の【1】のア」に定める取消料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。

ウ. 当社は、本項「1の【1】のア」に掲げる事由により旅行契約を解除しようとするときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、23日目（別表1に規定するピーク時に旅行を開始するものについては33日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨を旅行者に通知します。

2. 旅行開始後の解除

【1】お客様の解除権

ア. お客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをおこないません。

イ. 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により募集パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係わる部分の契約を解除することができます。この場合当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係わる部分をお客様に払い戻しいたします。

【2】当社の解除権

ア. 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、旅行契約の一部を解除することがあります。

a. お客様が病気その他の事由により旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員の指示に従わないなど団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

イ. 本項「2の【2】のア」に基づいて旅行契約を解除したときは、当社と旅行者との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。この場合において、旅行者が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

ウ. 本項「2の【2】のア」に記載した事由でお客様又は当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料、その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これはお客様の負担となります。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスに係わる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い、又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻しいたします。

エ. 本項「2の【2】のア」の a. c. により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じて、お客様が当該旅行の出発地に居るために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。この場合、出発地に居るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担となります。

【13】旅行代金の払いもどし

当社は、「第11項の規定により旅行代金が減額された場合」又は「前12項の規定により旅行契約が解除された場合」において、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻します。

【14】当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するとき、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

【15】添乗員

添乗員の有無はパンフレットに明示します。

【16】当社の責任

1. 当社は、募集企画旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」という）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生日の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

2. お客様が以下に例示するような事由により、損害を被った場合は、当社は原則として本項1の責任を負いません。

ア. 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。

イ. 運送、宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更または旅行の中止。

ウ. 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更、旅行の中止。

エ. 自由行動中の事故。オ. 食中毒 カ. 盗難 キ. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的滞在時間の短縮

3. 手荷物について生じた本項1の損害については、本項1の規定にかかわらず、損害発生日の翌日から起算して、21日以内に当社に対して通知があったときに限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお一人あたり最高15万円までといたします。

【17】特別補償

1. 当社は、第16項1の当社の責任が生ずるか否かを問わず、当社募集企画旅行契約約款特別補償規定で定めるところにより、お客様が主催旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によりその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について補償又は見舞金を支払います。

2. 本項1にかかわらず、当社の手配による募集企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われぬ日に限っては、その旨パンフレットに明示した場合に限り、当該募集企画旅行参加中とはいたしません。

3. お客様が募集企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のス

カイダイビング、ハングライダークラス、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等）搭乗、ジャイロブレイン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項1の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が主催旅行日程に含まれている時は、この限りではありません。

4. 本項1に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行された時はその金額の限度において補償金支払い義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

【18】お客様の責任

1. お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の募集企画旅行契約約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

2. お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行 サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行 サービスが提供されたことと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。

【19】旅程保証

1. 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更（ただし次の(1)(2)(3)で規定する変更を除きます。）が生じた場合は、旅行代金と同表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更について当社に第16項1の規定に基づく責任が発生することが明らかである場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

(1) 次に掲げる事由による変更の場合は当社は変更補償金を支払いません。

ア. 旅行日程に支障をきたす悪天候、天災地変
イ. 戦乱 ウ. 暴動 エ. 官公署の命令
オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ. 当初の運行計画によらない運送サービスの提供
キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

(2) 第12項の規定に基づいて募集企画旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合当社は変更補償金を支払いません。

(3) 次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、募集パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合」は、当社は変更補償金を支払いません。

2. 当社が支払うべき変更補償金の額は、旅行者一名に対して一旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額をもって限度とします。また、旅行者一名に対して一旅行契約につき支払うべき変更補償金の額が千円未満であるときは、当社は、変更補償金を支払いません。

〈別表2〉

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行出発日、又は旅行終了日の変更	15%	30%
(2) 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他その旅行の目的地の変更	10%	20%
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り。）	10%	20%
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	10%	20%
(5) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	10%	20%
(6) 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観の変更	10%	20%
(7) 上記(1)～(6)前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	25%	50%

注1:「旅行開始日」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2: (4) 又は (6) に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても1乗車船等又は1泊につき1変更として取扱います。

注3: (7) に掲げる変更については、(1) から (6) までを適用せず、(7) の料率を適用します。

【20】その他

1. お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員や現地係員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様に負担していただきます。

2. お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。

3. 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

4. 使用航空座席は特に明示しない場合は原則としてエコノミークラスを使用します。

5. 発着空港と旅行契約の範囲については、例えば「東京発」とパンフレット等に明示した場合で、日本国内の東京以外の他の空港から「追加料金なし又は所定の追加料金でご参加が可能な旨」を表示した場合でも、旅行契約の範囲は「東京発から東京着まで」となります。

【総合旅行業務取扱管理者： 永原 聡】

個人情報について

当社は旅行申込みの際に提出されたお申込書に記載された個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）について、お客様との間の連絡に利用させていただく他、申し込みいただいた旅行における運送・宿泊・現地受入機関等の提供するサービス手配のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか当社では、旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、アンケートのお願い、統計資料の作成などに、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

研修参加のお約束事項

●プログラムの主旨

日本の社会や家庭に独自の習慣や考え方ができるように海外研修で滞るにもその風土に根ざした価値観や習慣があります。自分の物差しだけでそれを判断するのではなく、相手国の生活や文化、習慣を尊重し身近に体験することで、相互の国際理解を深めるのが、海外研修の目的です。

●プログラム全般に関するお約束事項

1. すべてのプログラムは主催する学校、団体の校則・規則により行動して頂きます。内容は主催する学校や団体の事情により変更される事があります。

2. このプログラムは指定の空港にて集合・解散となります。ご自宅～空港の往復については各自で手配して頂きます。

3. 規則を守らず勝手なふるまいが多い時や研修に耐えられないと判断した時は、ただちに帰国して頂くことがあります。なお、UTSは帰国に関する一切の責任を負いません。この場合、新たに購入する片道分の航空運賃および交通費の出費は本人負担となり、参加費用の払い戻しは致しません。

4. 日本出発後、参加者がUTSに連絡を取るのに要した通信費は本人負担となります。

5. UTSでお申し込みを受け付けた後でも、年齢その他の理由で学校の判断により申込みをお断りする場合があります。

●ホームステイ先および研修期間中の生活

1. 受け入れ家庭にはあらゆる人種、宗教、家族構成があります。これらに関することや参加者の想像との相違などの理由で滞在家庭の変更は認められません。また滞在家庭に関する希望は出せませんが、ご希望に添えない場合があります。

2. 家庭滞在先の決定時期は、各学校、受入団体によって異なります。基本的にはご出発の1週間前が目安です。ただし現地の事情により家庭滞在先の決定が直前になったり、出発前後に変更になることがあります。また、現地事情により、滞在中2つの家庭に滞在することもあります。

3. 家庭滞在先のリストは名前、住所、電話番号を記載してお渡しします。原則としてその他の詳細はお伝えできないことを予めご了承下さい。ただし本人の希望により、家庭の方々と事前に連絡をとる、コミュニケーションを図ることは自由です。その際、相手側のプライバシーを尊重し、無理な質問は差し控えるよう心掛けて下さい。

4. 宿泊形態や寝具、トイレ、バスルームなどの生活様式はそれぞれの滞在地域や家庭の生活習慣により異なります。家族の一員としてその習慣に従って下さい。招待や長時間の個人的外出などは必ず家庭の許可を得て下さい。家庭の生活スケジュールは尊重し、どこへ連れていくことを強要したり、無理な要求は慎んで下さい。

5. 喫煙や飲酒等は受入国および日本の法律に従

い、成人の場合も受入れ家庭の習慣を尊重し、許可を得て下さい。未成年が許可なく、車、バイク等の運転は禁じます。

6. 自分の部屋の片付け、食後のテーブルの片付けなど家族の一員としての役割や家庭の習慣になっている仕事は進んで手伝うように心掛けて下さい。

7. 国際電話はコレクトコールにて滞家庭の許可を得て下さい。長距離および国際電話は参加者負担となります。

8. ホストファミリーの都合で食事は自分でとる場合があります。ただし一方的なものではなく、その旨のアドバイスがありますので、心配することはありません。

9. 家庭に滞在中、参加者が著しくプログラムの主旨や約束事項、旅行条件に反し、安全かつ円滑なプログラムの実施を妨げると受入団体が判断した場合は、家庭滞在中ではなく、ホテル滞在中に変更される場合があります。この際の宿泊費、食事は自己負担となります。

10. 上記の各事項は、厳しい条件のように思われますが、日本で生活している場合と同様のモラルや守るべき事柄です。最低必要な道徳と礼儀正しい生活を心掛けて下さい。